

二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律(旧 未成年者飲酒禁止法) 条文沿革

●公布日・法律番号・施行日・題名の一覧 ※数字は、例えば「十六」「二十三」「三十」を「一六」「二三」「三〇」というように表記。

大正一一年 三月三〇日法律第一〇号(大正一一年 四月 一日施行) 「未成年者飲酒禁止法」
昭和二年 二月二日法律第二三三号(昭和三年 一月 一日施行) 「民法の改正に伴う関係法律の整理に関する法律」
平成一一年 二月 八日法律第一五〇号(平成一二年 四月 一日施行) 「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」
平成一二年 二月 一日法律第一三四号(平成一二年 二月三日施行) 「未成年者喫煙禁止法及び未成年者飲酒禁止法の一部を改正する法律」
平成一三年 二月二日法律第一五二号(平成一三年 二月二日施行) 「未成年者喫煙禁止法及び未成年者飲酒禁止法の一部を改正する法律」
平成三〇年 六月二〇日法律第五九号(令和 四年 四月 一日施行) 「民法の一部を改正する法律」

●逐条改正沿革 ※附則は省略。内容は、国立国会図書館デジタルコレクションと、衆議院のサイトの「立法情報」の「制定法律」による。《》内は、制定・改正の法律番号。

未成年者飲酒禁止法《大一一法一〇》

二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律《平三〇法五九》

第一条 未成年者ハ酒類ヲ飲用スルコトヲ得ス《大一一法一〇》
第一条 満二十年ニ至ラサル者ハ酒類ヲ飲用スルコトヲ得ス《昭二二法二三》
第一条 二十歳未満ノ者ハ酒類ヲ飲用スルコトヲ得ス《平三〇法五九》

② 未成年者ニ対シテ親權ヲ行フ者若ハ親權者ニ代リテ之ヲ監督スル者未成年者ノ飲酒ヲ知りタルトキハ之ヲ制止スヘシ《大一一法二〇》

③ 営業者ニシテ其ノ業態上酒類ヲ販売又ハ供与スル者ハ未成年者ノ飲用ニ供スルコトヲ知りテ酒類ヲ販売又ハ供与スルコトヲ得ス《大一一法二〇》
③ 営業者ニシテ其ノ業態上酒類ヲ販売又ハ供与スル者ハ満二十年ニ至ラサル者ノ飲用ニ供スルコトヲ知りテ酒類ヲ販売又ハ供与スルコトヲ得ス《昭二二法二三》

③ 営業者ニシテ其ノ業態上酒類ヲ販売又ハ供与スル者ハ二十歳未満ノ者ノ飲用ニ供スルコトヲ知りテ酒類ヲ販売又ハ供与スルコトヲ得ス《平三〇法五九》

④ 営業者ニシテ其ノ業態上酒類ヲ販売又ハ供与スル者ハ満二十年ニ至ラザル者ノ飲酒ノ防止ニ資スル為年齢ノ確認其ノ他ノ必要ナル措置ヲ講ズルモノトス
ノトス《平一三法一五》
④ 営業者ニシテ其ノ業態上酒類ヲ販売又ハ供与スル者ハ二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ防止ニ資スル為年齢ノ確認其ノ他ノ必要ナル措置ヲ講ズルモノトス《平二〇法五九》

第二条 未成年者カ其ノ飲用ニ供スル目的ヲ以テ所有又ハ所持スル酒類及其ノ器具ハ行政ノ処分ヲ以テ之ヲ没収シ又ハ廃棄其ノ他ノ必要ナル処置ヲ為サシムルコトヲ得《大一一法二〇》

第二条 満二十年ニ至ラサル者カ其ノ飲用ニ供スル目的ヲ以テ所有又ハ所持スル酒類及其ノ器具ハ行政ノ処分ヲ以テ之ヲ没収シ又ハ廃棄其ノ他ノ必要ナル処置ヲ為サシムルコトヲ得《昭二二法二三》

第二条 二十歳未満ノ者カ其ノ飲用ニ供スル目的ヲ以テ所有又ハ所持スル酒類及其ノ器具ハ行政ノ処分ヲ以テ之ヲ没収シ又ハ廃棄其ノ他ノ必要ナル処置ヲ為サシムルコトヲ得《平三〇法五九》

第三条 第一条第二項、第三項ノ規定ニ違反シタル者ハ科料ニ処ス《大一一法二〇》

第三条 第一条第三項ノ規定ニ違反シタル者ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス《平一三法一四》

② 第一条第二項ノ規定ニ違反シタル者ハ科料ニ処ス《平一二法一三四》

第四条 営業者カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本法ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ営業ニ関シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス《大一一法一〇》

【削除】《平一法一五》

② 営業者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、同居者、雇人其ノ他ノ従業者ニシテ其ノ業務ニ関シ本法ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ処罰ヲ免ルルコトヲ得ス《大一一法一〇》
② 営業者ハ其ノ代理人、同居者、雇人其ノ他ノ従業者ニシテ其ノ業務ニ関シ本法ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ処罰ヲ免ルルコトヲ得ス《昭二二法二三》

【削除】《平一法一五》

③ 明治三十三年法律第五十二号ハ本法ニ依ル犯罪ニ之ヲ準用ス《大一一法一〇》

第四条 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ前条ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ同条ノ刑ヲ科ス《平一法一五》

第四条 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ前条第一項ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ同項ノ刑ヲ科ス《平一二法一三四》

●参考法令 明治三十三年法律第五十二号（法人ニ於テ租税及葉煙草専売ニ関シ事犯アリタル場合ニ関スル法律）

※この法律は、平成十一年法律第五十一号による改正を受ける前の未成年者飲酒禁止法第四条第三項で準用されていた。なお、この法律自体も、平成十一年法律第五十一号で廃止された。

第一条 法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ従業者法人ノ業務ニ関シ租税及葉煙草専売ニ関スル法規ヲ犯シタル場合ニ於テハ各法規ニ規定シタル罰則ヲ法人ニ適用ス但シ其ノ罰則ニ於テ罰金科料以外ノ刑ニ処スヘキコトヲ規定シタルトキハ法人ヲ三百円以下ノ罰金ニ処ス

第二条 法人ヲ処罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス

第三条 法人ヲ処罰スルノ裁判確定シタル日ヨリ罰金ニ関シテハ一月以内科料ニ関シテハ十日以内ニ之ヲ納完セサルトキハ民事訴訟法第六編ノ規定ニ從ヒテ其ノ執行ヲ為ス此ノ場合ニ於テハ検事ノ命令ヲ以テ執行力ヲ有スル債務名義ト同一ノ効力アルモノトス

※昭和二年法六一による改正 「検事」を「検察官」に改める。

※平元法九一による改正 「民事訴訟法第六編」を「民事執行法（昭和五十四年法律第四号）其ノ他強制執行ノ手続ニ関スル法令」に改める。

② 前項ニ依リ執行ヲ為スニハ執行前裁判ノ送達ヲ為スコトヲ要セス